

平成 28 年度 地域包括支援センターこまえ正吉苑 事業計画

① 在宅グループ部門目標

1. 地域包括ケアシステムの推進
2. 認知症ケアと重度化への対応
3. 地域拠点機能強化
4. 24 時間 365 日の在宅支援
5. 在宅支援型施設準備
6. 自立支援ケア

② 職員配置体制・勤務体制

- ア 職員配置は看護師 1 名、社会福祉士 2 名、主任介護支援専門員 1 名、介護支援専門員 2 名（常勤・非常勤職員配置各 1 名）、介護予防による地域づくり推進員（住民主体の介護予防活動を推進する人員）1 名を配置する。
- イ 営業日は日曜日・祝日・年末年始を除く月曜から土曜日。営業時間は 8 : 30～17 : 30 とする。
- ウ 虐待相談受付として 24 時間緊急連絡対応の配置をする。

③ 生活相談

- ア 支援基盤の整備
地域包括システム構築にむけ狛江市と、医療と介護の連携会議において多職種間の連携について検討し課題抽出や解決策の検討をする。
- イ 総合相談・支援事業
地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行う。
 - (ア) 地域におけるネットワークの構築
 - ㊦小地域活動支援
 - ㊧サロン活動支援
 - ㊨見守りサポーター養成講座の企画と開催
 - ㊩自治会・老人会・町内会等との連携強化
 - (イ) 実態把握

⑦総合相談の分析

(ウ) 総合相談支援・認知症対策における相談体制の強化

⑦認知症サポーター養成講座を企画し開催する。

①アセスメント機能強化

ウ 権利擁護事業

地域住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のために必要な支援を行う。

(ア) 成年後見制度の活用を促進

(イ) 高齢者虐待の予防及び対応

⑦高齢者虐待に関する知識・理解の普及啓発（出張講座）

①高齢者虐待防止連絡会にて進捗管理

⑦老人福祉施設等への措置の支援

⑤家族介護者の会開催

(ウ) 困難事例の支援

⑦ケアマネ支援

①事例検討会の開催

(エ) 消費者被害防止の啓発活動

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援

高齢者が住みなれた地域で暮らし続けることが出来るよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関との連携、在宅と施設との連携など、地域において、多職種相互の協働等により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していく包括的・継続的ケアマネジメントが重要であり、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行う。

(ア) 包括的・継続的なケア体制の構築

⑦医療と介護の連携会議参加

①地域民生委員交流会、自治会・町内会との交流会

⑦家族介護者教室の企画・開催

(イ) 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

⑦介護支援専門員連絡会参加

①主任介護支援専門員連絡会に参加し行政と各事業運営の検討をする。

(ウ) 日常的個別指導・相談

- ⑦ケアマネ支援
 - ①市と共働しケアプラン点検の実施。
- (エ) 支援困難事例等のケア会議開催
 - ⑦事例検討会開催
 - ①地域ケア会議の開催
- オ 介護予防給付の管理及び介護予防・日常生活支援総合事業の推進
 - (ア) 指定介護予防事業
 - ⑦リ・アセスメントの研修等でアセスメント能力の向上を計り、「重度化予防」「自立支援」に向けた意識付けとプランニングを行う。
 - ①指定介護予防支援に関する基準に基づき予防給付の管理を行う。
 - ⑦居宅介護支援事業者への委託分の管理を行う。
 - (イ) 介護予防・日常生活支援総合事業
 - ⑦介護予防ケアマネジメントに関する基準に基づき事業支給費の管理を行う。
 - ①居宅介護支援事業者への委託分の管理を行う。
 - ⑦一般介護予防事業を企画し開催する。
 - ⑤介護予防普及啓発事業を企画し開催する。
- カ 福祉用具・住宅改修支援事業

福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供の実施。福祉用具・住宅改修に関する助言。住宅改修費の支給申請に必要な理由書の作成。
- キ 福祉用具・住宅改修適正化事業

福祉用具・住宅改修適正化に係る調査及び適正化調査書類の作成。
- ク 日常生活支援事業

あんしん見守りサービス・配食サービス等の相談・情報提供の実施。申請後のアセスメント書類の作成。
- ケ 虐待防止ネットワーク事業に基づき夜間緊急時連絡体制で対応する。
- コ 地域密着型事業所の運営推進会議への参加

各事業所の運営推進会議に参加し地域情報の共有・ネットワークの構築・運営への提言を行う。
- サ 認知症施策の推進
 - ⑦「認知症初期集中支援チーム」の活用
 - ①認知症カフェの試験的な実施
- シ 生活支援・介護予防の担い手の育成
 - ⑦介護予防による地域づくり推進員の配置とバックアップ

- ①生活支援コーディネーター等関係機関との連携強化。
- ⑦既存団体の活性化、拡充、新規団体の立ち上げ、既存事業の活用、社会資源の開発等の支援

④年間サービス計画

ア 介護予防普及啓発事業計画

テーマ：健康づくり教室（聴こう・学ぼう・動かそう・介護予防にむけて）

内容	開催月	開催場所
体操・ミニ講話	毎月第4金曜日	狛江団地第2集会場
体操・ミニ講話	毎月第3金曜日	野川地域センター
体操・ミニ講話	毎月第2水曜日	谷戸橋地区センター

開催回数 全36回

イ 家族介護者支援事業計画

テーマ：在宅介護家族の支援について

内容	開催月	開催場所
精神疾患を抱えた高齢者の支援について	10月	こまえ正吉苑
口腔ケアと嚥下について	2月	こまえ正吉苑

開催回数 全2回

ウ 家族介護者の会

テーマ：在宅介護者及び介護経験者のピアカウンセリング

開催日：毎月第4水曜日

エ 地域貢献

テーマ：正吉苑を地域で活用する。

(ア) 正吉講座開催の広報活動。

(イ) 担当月の企画・開催。

⑤緊急時対応

ア 災害時対応

- ・職員の安全確保
- ・行政の指示に応じて対応
- ・地域住民や自治会との連携

イ 安否確認

- ・通報に基づいて行政と連携をしながら対応する。